

相生市一般競争（指名競争）入札参加登録業者 各位

相生市財務部長 志茂 邦彦

入札・契約制度の改正等について（通知）

春暖の候、貴社におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から、相生市政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、相生市において、本市の入札執行状況等を検討した結果、下記のとおり、一部改正しますのでお知らせします。

記

1 委託の最低制限価格の導入について

ダンピング防止、適正価格での発注（人件費の確保）、競争の透明性を確保するため、入札による委託業務について、最低制限価格を導入します。

2 発注対応工事金額の範囲について

現在、経審数値による格付等級により、工事の発注対応金額を定めていますが、昨今の相生市の発注状況に合わせて、発注対応金額の下限を廃止します。

3 手持工事件数に加え、2名以上の技術者条件の廃止について

現在、社内検査要員の確保の為、手持工事件数に加え、2名以上の技術者を配置することと定めていますが、社内検査は別の工事担当の主任技術者で対応可能な為、廃止します。

※ただし、手持工事上限の4件の要件については、従来どおりとします。

4 施行日

令和4年4月1日から適用します。

5 備考

令和4年4月5日以後に公告する一般競争入札から適用となり、令和4年3月31日以前に公告した入札については、従前のとおりとします。

令和4年4月1日以降に、相生市の入札情報ホームページにおいて、改正要領等も掲載しますので、ご確認下さい。

問い合わせ先
相生市財務部財政課管財係
担当：富田
TEL：0791（23）7116
FAX：0791（23）2741